

規定の改正について

以下の規定につきまして、2026年4月13日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 (反社会的勢力との取引拒絶) 投資信託総合取引は、第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第11条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当会は当該取引をお断りするものとします。</p> <p>第5条～第7条 (省略)</p> <p>第8条 (免責事項) 当会は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 次条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 当会所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害</p> <p>③ 当会所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当会の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定第17条の事由により、当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当会の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>第9条 (届出事項の変更) お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号ま</p>	<p>第1条～第3条 (同左)</p> <p>第4条 (反社会的勢力との取引拒絶) 投資信託総合取引は、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第10条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当会は当該取引をお断りするものとします。</p> <p>第5条～第7条 (同左)</p> <p>第8条 (免責事項) 当会は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 次条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 当会所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害</p> <p>③ 当会所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当会の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定第16条の事由により、当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当会の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>第9条 (届出事項の変更) お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名または名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号また</p>

改正後	改正前
<p>たは同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。)その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当会所定の手続きにより届け出てください。</p> <p>第2項、第3項 (省略)</p> <p>第10条 (取引の制限等)</p> <p><u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第11条 (投資信託総合取引の解約) (省略)</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当会は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当会は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当会に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① お客様が当会との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、「暴力団員等」といいます。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認め</p>	<p>は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当会所定の手続きにより届け出てください。</p> <p>第2項、第3項 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第10条 (投資信託総合取引の解約) (同左)</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当会は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当会は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当会に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① お客様が当会との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、「暴力団員等」といいます。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認め</p>

改正後	改正前
<p>られる関係を有すること。</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為</p> <p>ホ その他イからニに準ずる行為</p> <p><u>④ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p><u>⑤ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p><u>⑥ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p> <p><u>⑦ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p><u>⑧ ④～⑦の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合。</u></p> <p>第3項 (省略)</p> <p>第12条 (換金時の取扱い) (省略)</p> <p>第13条 (規定等の変更) (省略)</p> <p>第14条 (合意管轄)</p>	<p>られる関係を有すること。</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為</p> <p>ホ その他イからニに準ずる行為</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3項 (同左)</p> <p>第11条 (換金時の取扱い) (同左)</p> <p>第12条 (規定等の変更) (同左)</p> <p>第13条 (合意管轄)</p>

改正後	改正前
(省略)	(同左)

投資信託受益権振替決済口座管理規定

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 (省略)</p> <p>第15条 (取引の制限等) <u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第16条 (解約等) この契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第17条 (緊急措置) (省略)</p> <p>第18条 (その他) (省略)</p>	<p>第1条～第14条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第15条 (解約等) この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第16条 (緊急措置) (同左)</p> <p>第17条 (その他) (同左)</p>

外国証券取引口座約款

改正後	改正前
<p>第1条～第15条 (省略)</p> <p>第16条 (取引の制限等) <u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>第1条～第15条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第17条（契約の解約） この契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第2項（省略）</p> <p>第18条（その他） （省略）</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第16条（契約の解約） この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第2項（同左）</p> <p>第17条（その他） （同左）</p>

特定口座約款

改正後	改正前
<p>第1条～第12条（省略）</p> <p>第13条（特定口座年間取引報告書の送付） （省略）</p> <p>2 前項にかかわらず、第19条により特定口座が廃止されたときは、当社は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p> <p>第3項、第4項（省略）</p> <p>第14条～第17条（省略）</p> <p>第18条（取引の制限等） <u>当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>第1条～第12条（同左）</p> <p>第13条（特定口座年間取引報告書の送付） （同左）</p> <p>2 前項にかかわらず、第18条により特定口座が廃止されたときは、当社は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p> <p>第3項、第4項（同左）</p> <p>第14条～第17条（同左）</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第19条（特定口座の廃止） この契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第20条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① お客様が当社に対して施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当社がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当社がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>第2項（省略） 第20条（免責事項） （省略） 第21条（約款の変更） （省略） 第22条（合意管轄） （省略）</p>	<p><u>（追加）</u></p> <p>第18条（特定口座の廃止） この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第19条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① お客様が当社に対して施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当社がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当社がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>第2項（同左） 第19条（免責事項） （同左） 第20条（約款の変更） （同左） 第21条（合意管轄） （同左）</p>

投資信託累積投資規定

改正後	改正前
<p>第1条～第9条 (省略)</p> <p>第10条 (取引の制限等)</p> <p><u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第11条 (解約)</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。</p> <p>① お客様から解約の申出があったとき。</p> <p>② 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。</p> <p>第2項 (省略)</p>	<p>第1条～第9条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第10条 (解約)</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。</p> <p>① お客様から解約の申出があったとき。</p> <p>② 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。</p> <p>第2項 (同左)</p>

保護預り規定兼振替決済口座管理規定 (国債等公共債、取引残高報告書式)

改正後	改正前
<p>第1条～第18条 (省略)</p> <p>第19条 (取引の制限等)</p> <p><u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>第1条～第18条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第20条（解約等） （省略）</p> <p>第2項、第3項 （省略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様が手数料を支払わない場合。</p> <p>② お客様について相続の開始があった場合。</p> <p>③ お客様等がこの規定に違反した場合。</p> <p>④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p>⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><u>⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p><u>⑧ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p><u>⑨ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第19条（解約等） （同左）</p> <p>第2項、第3項 （同左）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様が手数料を支払わない場合。</p> <p>② お客様について相続の開始があった場合。</p> <p>③ お客様等がこの規定に違反した場合。</p> <p>④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p>⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>⑩ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p><u>⑪ ⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合。</u></p> <p>第5項、第6項 (省略)</p> <p>第21条 (解約時の取扱い) (省略)</p> <p>第22条 (緊急措置) (省略)</p> <p>第23条 (公示催告等の調査) (省略)</p> <p>第24条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>第25条 (免責事項)</p> <p>当会は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第16条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当会の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 第22条の事由により、当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5項、第6項 (同左)</p> <p>第20条 (解約時の取扱い) (同左)</p> <p>第21条 (緊急措置) (同左)</p> <p>第22条 (公示催告等の調査) (同左)</p> <p>第23条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (同左)</p> <p>第24条 (免責事項)</p> <p>当会は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第16条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当会の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 第21条の事由により、当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>

改正後	改正前
<u>第 26 条</u> （規定の変更） （省略）	<u>第 25 条</u> （規定の変更） （同左）

以 上

2026 年 3 月 13 日
山口県信用農業協同組合連合会